

# 令和元年8月農業委員会定例会議事録

日時	令和元年8月20日(火)午後1時30分～
場所	さぬき市寒川庁舎 3階 301・302会議室  議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号～7号)
日程第3	非農地証明願いについて (会長提出議案第8号～10号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第11号～15号)
日程第5	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第16号)
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第17号～30号)
日程第7	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第31号) 農用地利用配分計画について (会長提出議案追加第1号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第32号)
日程第9	その他
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	10 神野 太 11 佐藤恭一
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 脇谷哲士主任主事
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員
傍聴者	無

議長（会長）	<p>みなさんこんにちは。</p> <p>時候の挨拶</p> <p>本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認し調査いただいていると思いますのでよろしくお願い致します。また、本日、新規就農の案件があり、事前に各地区の代表者と会長職務代理者の7人で聞き取り調査を行っていますので、のちほど地区代表者から報告致しますので、よろしくお願い致します。</p> <p>さて、本日の出席は18名中16名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。</p> <p>では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは8番岡村委員、9番小川委員の両委員さんよろしくお願い致します。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。</p>
事務局	<p>今月の解約関係はないことを報告。</p>
議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第7号までを議題とし一括上程いたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>第3条、議案第1号、第4号、第6号、第7号については、●●●●●●●●であり、また、第2号、第3号、第5号については、親より受贈であり、いずれも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきまして、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。</p> <p>まず、●●地区の代表委員からの報告をお願いします。</p>
楠豊委員	<p>譲受人ですが、6月の経営改善計画の際、●●●●●●●●をすると聞いており、その流れと思います。現地を確認したところ問題ないと思います。よろしくお願い致します。</p>
議長（会長）	<p>続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。</p>
蓮井セツ子委員	<p>8月16日に現地調査を行い、問題ないと思います。よろしくお願い致します。</p>
議長（会長）	<p>続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。</p>

小川義洋委員	事務局の説明のとおり、●●地区の岡村委員の報告により問題ないです。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
芳竹和政委員	去る17日に現地調査を行い、特に問題ないと思いますので、よろしく願い致します。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第1号から第7号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第7号を原案のとおり認めることにつきましてお諮りします。議案第1号から第7号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第7号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	続きまして、日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第8号から第10号までを議題とし一括上程致します。なお、今月の議案で第10号が●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。では事務局の説明を求めます。
事務局	今回の非農地証明願いの案件は3件あり、面積にして1,932㎡、5筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。
事務局	議案第8号は、平成元年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第9号は、昭和57年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。 ●●地区の代表委員から報告をお願いします。
蓮井セツ子委員	議案第8号ですけれども事務局の説明のとおりであり、山林化しており、地

区では認めることとしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

小川義洋委員 事務局の説明のとおりであり、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長） それでは地区代表委員の報告が終わりました。  
議案第8号から第9号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号から第9号につきましてお諮りします。議案第8号から第9号につきまして異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号から第9号を原案のとおり認めることと致します。  
続きまして、●●委員の関係する議案である議案第10号の審議に入ります。  
それでは、●●委員の退席を求めます。

（●●委員退席）

議長（会長） では、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第10号は、農地へ進入するための耕作道路として利用しているもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。  
なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

十河道夫委員 昨日、現地を調査しました。事務局の説明のとおりであり、認めることとしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長） それでは地区代表委員の報告が終わりました。  
議案第10号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

事務局 それでは、議案第10号につきましてお諮りします。議案第10号につま

	して異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第10号を原案のとおり認めることと致します。退席されている●●委員の着席を認めます。</p> <p>（●●委員着席）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第11号から第15号までを議題とし一括上程致します。なお、今月の議案で第11号が●●委員の関係する議案になり、除斥対象となりますので、後で別審議と致します。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の議案で第14号が取下げとなっています。取下げを除いて、今回の第4条の案件は4件あり、面積にして1,674㎡、4筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第12号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●で、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。周辺農地への影響はないと考えています。併せ利用地があり農振個別除外事前協議済です。申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第13号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●および●●●●で水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。一部無断転用で併せ利用地があります。申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第15号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●で、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。周辺農地への影響はないと考えています。無断転用です。申請地は旧●●町です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。</p> <p>●●地区の代表委員から報告をお願いします。</p>
蓮井セツ子委員	事務局の説明のとおりです。許可相当と判断しております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
小川義洋委員	宅地に囲まれ、周辺に影響はないと思います。問題はないと判断しております。

議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
芳竹和政委員	無断転用の是正であり、問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願 い致します。
議長（会長）	地区代表委員からの報告が終わりました。議案第14号を除く議案第12号 から第15号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第14号を除く議案第12号から第15号につきましてお諮 りします。
全委員	議案第14号を除く議案第12号から第15号につきまして異議ありません か。
議長（会長）	「異議なし。」との声あり。  それでは、議案第14号を除く議案第12号から第15号を原案のとおり認 めることとし、香川県に進達致します。 続きまして、●●委員の関係する議案である議案第11号の審議に入ります。 それでは、●●委員の退席を求めます。  (●●委員退席)
議長（会長）	では、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から 第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●●●で、水利組合、関係団体の 調整は整い、申請に至ったものです。周辺農地への影響はないと考えていま す。農振個別除外事前協議済です。申請地は旧●●町です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員から 調査結果の報告をお願いします。
蓮井セツ子委員	事務局の説明のとおりです。許可相当と判断しております。ご審議のほどよ ろしくお願い致します。
議長（会長）	それでは地区代表委員の報告が終わりました。 議案第11号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第11号につきましてお諮りします。議案第11号につきまして異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第11号を原案のとおり認めることと致します。退席されている●●委員の着席を認めます。  (●●委員着席)
議長（会長）	日程第5 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について会長提出議案第16号を議題とし上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の第5条に基づく事業計画変更の案件は1件であり、面積にして3,926㎡、3筆です。それでは、個別案件の説明を致します。
事務局	議案第16号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。変更前の転用工期は、平成26年6月1日から令和元年5月31日です。変更後の転用工期は、平成26年6月1日から令和3年5月31日です。全棟完了してないため転用工期を変更するものです。申請地は旧●●町です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 なお、本議案につきましては、長尾地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
十河道夫委員	工期の変更です。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長（会長）	それでは地区代表委員の報告が終わりました。 議案第16号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第16号につきましてお諮りします。議案第16号につきまして異議ありませんか。

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第16号を原案のとおり認めることとし香川県へ進達致します。
議長（会長）	日程第6 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第17号から第30号までを議題とし一括上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>今回の議案で第20号が取下げとなっています。取下げを除いて、今回の第5条案件は13件であり、面積にして9,108㎡、21筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第17号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●で、権利は●●●●●●●●●●であり、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。併せ利用地があり申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第18号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●、●●●、●●●、●●●●で、権利は●●●●●●●●●●で、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。周辺農地への影響はないと考えています。無断転用で併せ利用地があり農振個別除外事前協議済です。申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第19号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●で、権利は●●●●●●●●●●で、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。周辺農地への影響はないと考えています。無断転用で併せ利用地があり農振個別除外事前協議済です。申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第21号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●●で、権利は●●●●●●●●●●●●●●●●で、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。周辺農地への影響はないと考えています。無断転用で併せ利用地があり、申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第22号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●で、権利は●●●●●●●●●●●●●●●●で、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。周辺農地への影響はないと考えています。併せ利用地があり農振個別除外事前協議済です。申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第23号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●で、権利は●●●●●●●●●●●●●●●●で、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。周辺農地への影響はないと考えています。一部無断転用で申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第24号、第25号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の</p>







十河道夫委員	師匠にあたる方が、●●さんであり、葡萄の栽培をしており、弟子にあたる申請者に農地を貸す内容です。指導を受けながら経営するので、問題ないと判断しております。
議長（会長）	報告が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く時間がかかりそうですので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等のある場合は、整理番号等指定の上ご発言ください。
上野壽雄委員	農地機構に質問します。整理番号1ですが、農地機構が買い取るようになっているのですか。どのようなしくみでしょうか。
事務局	先月の議案でありました、●●さんの農地を農地機構が買い取り、農地機構から●●●●●●●●さんへ売買し所有権移転するものです。
上野壽雄委員	その場合の手続きとか手数料などの関係はどうなるのか具体的にお願したい。
事務局	所有者から機構に売り渡す時には、手数料は発生しないが、登記の手続きは事務局が行います。簡単に言えばその費用は、かからないです。先月の議案が可決すると公告して、その写しを機構に送付した後、嘱託登記の書類を農業委員会に送ってきます。それを法務局に申請して2、3日で登記が完了します。その後、登記完了通知書を機構に送付し、機構の所有になったことを確認します。●●●●●●●●さんの方へ連絡し、利用調整会議を行います。その会議で売り渡すことについての決め事や売買成立しない場合の違約金等を確認して、農業委員会の議案に提案することを説明します。調整会議の後、本日の議案となっています。議案が可決すると、公告して、公告の写しを機構に送付し、●●●●●●●●さんから売買代金が振り込まれると、機構から登記関係の書類が送付されてくるので法務局へ申請し、登記完了となったら完了です。因みに売買代金ですが、●●さんから●●●●万円が機構が買い取り、機構から●●●●●●●●へは、1.5%の手数料をとります。●●●●万●千円です。売買代金と手数料分を納めてもらい登記が完了して終了です。
上野壽雄委員	民間の不動産であれば1割取るとかありますが、行政であれば、1.5%ですむのですね。
事務局	そうです。一般より安価で税制優遇もあります。年間での利用は多くありませんが、流動化のための登記関係の手間ですとか、手数料は安価です。
上野壽雄委員	はい分かりました。
松原会長	農地機構にお聞きします。●●●●●●●●の●●●●さんが、牛舎の東側の農地で

農地機構を通じて買った時に、最初に供託金を納め、その後売買が決まり、残金を納めたが、今は供託金を取っていないのですか。

事務局 ないです。

議長（会長） 他に質疑はありませんか。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第31号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることといたします。  
それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として、「農用地利用配分計画について」を上程したいと思います。いかがでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） 暫時、休憩いたします。時間は14時45分に再開いたします。

議長（会長） 再開します。  
それでは会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。

事務局 農用地利用配分計画46件について説明します。貸付先は個人が33件、法人が13件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が1件、使用貸借権が45件です。期間は2年11ヶ月が16件、3年11ヶ月2件、5年11ヶ月が19件、9年11ヶ月が9件。利用内容は水稻、麦、露地野菜の作付けとなっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等に入ります。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） 無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長）	では、原案のとおり承認いたします。
議長（会長）	日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第32号を議題と致します。事務局より説明を求めます。
事務局	農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。 ●●●さん、さぬき市●●●●●●●●●●番地、昭和●●年●月●●日生まれです。営農類型は、水稻、野菜、小麦です。 ●●●●●さん、さぬき市●●●●●●●●●●番地●、昭和●●年●月●日生まれです。営農類型は、水稻、ブロッコリーです。 詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項等がありましたら報告をお願いします。
芳竹和政委員	●●さんは、お父さんが大規模に農業に取り組んでいる方で、その息子さんで経営規模拡大しております。●●さんは、私と同じ●●●●●●●●●●●●●●●●の構成員であり、農業に取り組んでおり継続ということです。問題ないと思います。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第32号について質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第32号についてお諮りいたします。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。
議長（会長）	本日、上程の議案については以上ですが、日程第9その他です。 事務局からお願いします。
事務局	事務連絡を報告する。 ・次回定例会開催日 ・2019年度農業委員会業務必携の訂正 ・ファーマーズフォーラムと農地パトロールの説明の案内
議長（会長）	以上をもちまして、令和元年8月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

．（１４時５５分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第３条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・・・・０名

・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・・・・０名

・農地法第４条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・・・・０名

・農地法第５条に基づく事業計画変更の申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・・・・０名

・農地法第５条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・・・・０名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・・・・０名

・農用地利用配分計画について  
賛成委員・・・・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・・・・０名

・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・・・・０名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 8 番

署名委員 9 番